

自動ダイレクトの開始

令和6年4月からダイレクト納付の追加機能として、自動ダイレクトの運用が始まっています。通常のダイレクト納付は、e-Taxでの申告等の後にもう一作業行う必要がありますが、自動ダイレクトを利用すれば一度の作業で納付まで完結することになります。今回は、ダイレクト納付の内容について紹介したいと思います。

●ダイレクト納付の概要等

(1) 概要

ダイレクト納付とは、e-Taxで申告書等の提出を行った後に、事前に登録をした納税者自身の預貯金口座から期日を指定して、口座引落しにより納税をする手続きです。

(2) 利用可能な税目および限度額

すべての税目が利用可能となっていますが、利用できる金融機関および限度額は、法人・個人、金融機関毎に異なります。

(詳細は、以下の国税庁のURLを参照)

(3) 提出書類等の事前準備

[1] 個人の場合

e-Taxの利用開始手続きを行った上で、ダイレクト納付利用届出書をオンラインまたは上記書類か国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書を書面で、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、利用開始までの期間はオンラインで届出書を提出した場合には1週間程度、書面で提出した場合には1ヵ月程度かかります。

[2] 法人の場合

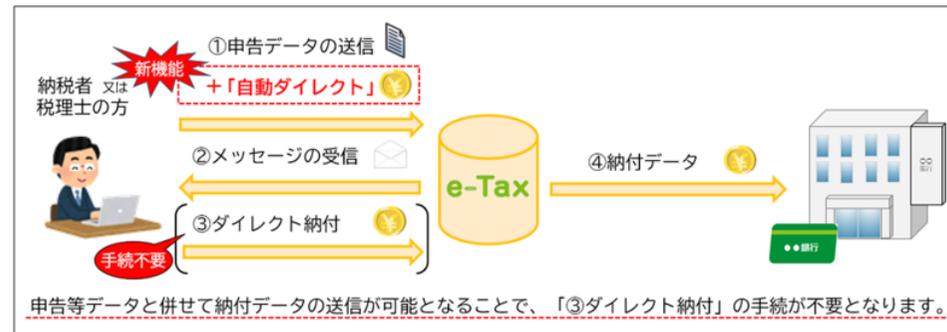
e-Taxの利用開始手続きを行った上で、国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書を書面で、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、上記書類はe-Taxでの提出ができないため、利用開始まで1ヵ月程度かかります。

●令和6年4月からの新機能である自動ダイレクト

(1) 自動ダイレクトの利用条件等

自動ダイレクトとは、e-Taxで申告書等を送信する画面で自動ダイレクトを利用する旨を選択することにより、ダイレクト納付の手続きが完了する機能です。

法定納期限の前日までに手続きを行った場合には登録口座からの引落しは法定納期限、法定納期限当日に手続きを行った場合には法定納期限の翌日に登録口座から引落しが行われます。自動ダイレクトのイメージ図は、以下のとおりです。



(国税庁HP参照：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>)

(2) 利用できる税目

利用可能な税目は、法人税、所得税、消費税および地方消費税、贈与税、相続税、源泉所得税(一般、納期の特例)等となっており、一般的な税目がほぼ網羅されています。

(詳細は、以下の国税庁のURLを参照)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/0024001-051_01.pdf

(3) 自動ダイレクトにおける注意点

法定納期限当日に自動ダイレクトの手続きを行った場合には、時期に応じて以下の納税上限額が設定されています。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

●その他のダイレクト納付の利用方法

(1) 予定納税額等の指定

個人や法人の申告等において納税が見込まれる場合には、ダイレクト納付を利用して納付日や納付金額を指定して予定納税を行うことができます。また、納付日や納付税額を複数設定できるため、毎月の均等納税や季節要因に応じた納税等、納税者の事情に合わせた納税ができるメリットがあります。

(2) 利用できる税目等

申告所得税および復興特別所得税、贈与税、法人税（地方法人税）、消費税および地方消費税に限られており、利用可能期間も予定納税をする税目の課税期間内となります。

(3) 納付期限経過後の分割納付

納付期限経過後においても、ダイレクト納付での分割納税は可能ですが、その際には事前に所轄税務署等の担当者に納付相談を行い、必要に応じて納付計画書を提出する必要があります。

令和6年5月からは税務署等からの納付書の事前送付もなくなりますので納付漏れ防止の為に今回ご紹介した、ダイレクト納付、自動ダイレクトのご利用を検討してみてもはいかがでしょうか。